

<概要>

環境保全上の支障を未然に防止するため、環境基本法第19条には、国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定・実施に当たっては、環境保全を十分に配慮しなければならないとしている。環境影響評価法（環境アセスメント法）は、大規模な事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可など）に反映させることにより、事業が環境保全に有効であるように、平成9年6月（1997年）法律によって制度化され、平成11年6月から全面施行されたものである。

<更新年月>

2006年07月（本データは原則として更新対象外とします。）

<本文>

1. はじめに

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、予測および評価するとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を講じようとするものであり、環境汚染を未然に防止するための有力な手段の一つである。

世界最初の環境アセスメント法は、1969年（昭和44年）米国で制定された米国国家環境政策法（NEPA：National Environment Policy Act）の中の環境影響評価（EIA：Environmental Impact Assessment）であり、その後、世界各国で環境影響評価の制度化が進展した。現在ではOECD加盟国全てが環境影響評価の手続を規定する法制度をもっている。

日本における本格的な環境影響評価に関する取組みは、1972年（昭和47年）6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、事業実施主体に対して「あらかじめ、必要に応じ、その環境に及ぼす影響の内容および程度、環境破壊の防止策、代替案の比較検討等を含む調査検討」を行わせ、その結果に基づいて指導する仕組みを整えたことに始まる。

その後、港湾法（1950年（昭和25）5月31日法律218号）や公有水面埋立法の改正（1921年（大正10）4月9日法律第57号、1973年（昭和48）改正）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとなった。また、瀬戸内海環境保全臨時措置法（1973年（昭和48）制定、1978年（昭和53）に瀬戸内海環境保全特別措置法と改正）にも環境影響評価に関する規定が設けられた。さらに、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針（1973年（昭和48））が定められ、ここでも環境影響評価に関する方針が示された。また、発電所立地（1977年（昭和52）、通商産業省（現経済産業省）省議決定）、整備五新幹線（1979年（昭和54）、運輸省（現国土交通省）通達）等、行政指導等の形でも環境影響評価が行われることとなった。

一方、地方公共団体においても、条例については川崎市（1976年（昭和51））、要綱については福岡県（1973年（昭和48））を始めとして環境影響評価の制度化が進められた。

日本における環境の保全に対する考え方が定着する一方、1992年リオデジャネイロで開催された「[国連環境開発会議](#)」を受け、1993年には環境基本法が制定された（1993年11月19日法律第91号）。環境影響評価はこの中で初めて国全体の施策として法律上位置づけられ、1997年環境影響評価法が制定された（1997年6月13日法律第81号）。

表1-1、表1-2に主な環境関連法制定等のこれまでの経緯を示す。また、個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」、すなわち、政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム

(Program)の「3つのP」を対象とし、早い段階から広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして、**戦略的環境アセスメント** (SEA:Strategic Environmental Assessment)の導入が議論され、実施され始めている。

2. 環境影響評価法の概要と実施

2.1 環境影響評価法の構成と概要

(1) 法律の構成

環境影響評価法は8つの章および施行期日・経過措置等を定めた附則から成り、第一章が総則、第二章が準備書の作成前の手続、第三章が準備書、第四章が評価書、第五章が対象事業の内容の修正等、第六章が評価書の公告及び縦覧後の手続、第七章が環境影響評価その他の手続の特例等、第八章が雑則となっている。図1に環境影響評価法の手続の流れを示す。

(2) 対象となる事業

環境影響評価法の対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所など13種類の事業で、事業規模が大きく、より環境に大きな影響を及ぼす恐れがある「第一種事業」は全て対象となる。また「第一種事業」に準ずる規模の事業は「第二種事業」と分類され、手続の有無は個別に判断される(スクリーニング)。

(3) 対象となる環境要素

アセスメントの対象となる環境要素の範囲は、1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持((ア) 大気環境・・・大気質、騒音、振動、悪臭、その他、 (イ) 水環境・・・水質、底質、地下水、その他、 (ウ) 土壌環境・その他の環境・・・地形・地質、地盤、土壌、その他)、2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全((ア) 植物、 (イ) 動物、 (ウ) 生態系)、3) 人と自然の豊かなふれ合い((ア) 景観、 (イ) ふれ合い活動の場)、4) 環境への負荷((ア) 廃棄物等、 (イ) 温室効果ガス等)となっている。

(4) 評価の手続き

環境影響評価法は事業内容を柔軟に変更できるよう事業計画の早い段階からの環境への配慮と、事業特性、地域特性に応じた効率的な環境影響評価の項目・手法の選定を可能とする仕組み(スコーピング)を導入している。事業者はアセスメントの方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成して、都道府県知事、市長村長に送付し、あわせて、1ヶ月の間一般に公開する(縦覧)。スコーピングには事業者が住民、地方公共団体などの意見を聴く手続が設けられており、事業者はその手続、方法に従ってアセスメントを行う。

調査・予測・評価が終わると、意見を聴く手続として、事業者はアセスメント結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、都道府県知事、市長村長に送付すると同時に、準備書は公告され、1ヶ月の間縦覧される。

準備書の手続が終了すると事業者は再度検討を重ね「環境影響評価書」を作成する。作成された評価書は事業の許認可を行う主務大臣と環境大臣に送付され、環境保全の観点から審査が行われる。その後、環境大臣と事業の許認可を行う主務大臣の意見を踏まえて事業者により最終評価書が作成される(評価書の補正)。評価書は都道府県知事、市長村長、事業の許認可を行う者に送付される。評価書の作成は公告され、1ヶ月の間縦覧される。事業者は評価書を作成したことを公告したことで、初めて事業の実施が可能となる。

なお、環境影響評価法では環境の保全に配慮していない場合は、許認可や補助金の交付を行わない規定(横断条項)が設けられている。

(5) 実施の状況

環境影響評価法は、1999年6月から全面施行されており、新たに導入された環境影響評価方法書の手続(国民や地方公共団体の意見を聴きながら、事業者が環境影響評価の項目及び手法について、事業や地域の特性に応じた最もふさわしいものを選定する手続)は1998年6月から行われ、2005年3月末までに1027件の手続が進められ、そのうち2004年度は、10件が手続きを完了している(表2-1参照)。個別法に基づく環境影響評価について2004年度に実施されたものの概要を表2-2に示す。

2.2 地方公共団体における取組み

都道府県・政令指定都市の多くは、条例や要綱による独自の環境影響評価手続を設けていたが、環境影響評価法の制定等を背景に、制度の見直しが行われ、全ての都道府県および政令指定都市において環境影響評価条例が公布・施行されている(表3参照)。また、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策における環境配慮について、東京都では計画段階に環境アセスメントを義務付けるための条例改正(2002年7月)が行われ、埼玉県では戦略的環境影響評価実施要綱(2002年3月)、広島市では多元的環境アセスメント実施要綱(2004年3月)、京都市では計画段階環境影響評価要綱(2004年10月)が策定された。

地方公共団体の制度は、環境影響評価法と比べ、対象事業の種類を多くする、小規模の事業を

対象にする、公聴会を開催して住民の意見を聴く、第三者機関による審査の手続を設ける、手続に入る前の環境配慮を義務付ける、手続を行った後の事後モニタリングを義務付けるなど、地域の実情に即したものとなっている。

3. 発電所に関わる環境影響評価制度について

発電所の立地における環境保全の重要性は年々高まっており、環境保全について地元の合意を得るために要する期間もますます長期化する傾向にある。日本の電力エネルギー安定供給確保のためには、環境保全になお一層十分な措置を講じ、地元の理解と協力を得つつ発電所の立地を進めていくことが重要である。

発電所の立地の一般ルールについては環境影響評価法、発電所固有の手続きについては「[電気事業法](#)（1964年（昭和39）7月11日法律第170号）」の規定に基づく環境影響評価が実施されているほか、総合資源エネルギー調査会電源開発分科会における調査審議の際には、経済産業省の行った環境審査結果などをもとに環境保全についても検討が行われる。2001年以降においては、電源開発分科会が4回開催され、上関[原子力発電所](#)1、2号機等の計画について所要の協議が行われた。[表4](#)に原子力発電所環境影響審査一覧を示す。因みに原子力発電所は第一種事業として全て環境影響評価実施の対象となる。

環境影響調査は、対象発電所の立地に伴い、環境に及ぼす著しい影響について事前に十分に把握することにより、対象発電所の設置の場所および工事の場所、並びにそれらの周辺における環境の保全を図ることを目的とする。

また、電気事業者等は、対象発電所の設置に先立ち、（1）大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等公害の防止に係る項目、自然環境の保全に係る項目及びその他の項目につき、対象発電所の設置の場所及び工事の場所並びにそれらの周辺における環境の現況の調査を行い、（2）対象発電所の設置及びその工事に関し、環境保全のために講じようとする対策を踏まえた影響の予測及び評価を行い、その結果を環境影響調査書としてとりまとめることとされている。

環境影響調査の実施方法、環境影響調査書の記載事項その他環境影響調査に関し必要な事項は、環境影響調査要綱によって定められている。[図2](#)に手続の流れを、[表5-1](#)、[表5-2](#)に原子力発電所における環境影響評価手続実施の例を示す。

<関連タイトル>

[環境基本法 \(01-08-01-02\)](#)

<参考文献>

- (1) 環境影響評価情報支援：
 - (2) 総務省 行政管理局法令データ提供システム：環境影響評価法
 - (3) 環境省：平成17年版 環境白書
 - (4) (財)電気安全環境研究所：発電所の環境影響アセスメント情報サービス、<http://www.jetpdb.jp/>
 - (5) (財)九州環境管理協会：
 - (6) 国立環境研究所：
 - (7) 福井県環境影響評価制度支援情報システム：m
 - (8) 原子力安全・保安院ホームページ：原動力別環境影響評価事例、手続き概要
-

表1-1 主な環境関連法制定等のこれまでの経緯(1/2)

1967年	昭和42年	—	公害対策基本法を制定
1968年	昭和43年	—	大気汚染防止法、騒音規正法を制定
1970年	昭和45年	—	公害国会開催、公害対策基本法改正、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法、農業用地土壌汚染防止法、廃棄物処理清掃法を制定改正
1971年	昭和46年	—	環境庁設置、悪臭防止法、72年自然環境保全法を制定、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 イランでラムサール条約が採択
1972年	昭和47年	—	世界遺産条約がユネスコ総会で採択、国連人間環境会議がストックホルムで開催(環境NGO) 自然環境保全法
1973年	昭和48年	—	国連人間環境会議を受けワシントン条約が採択、公害健康被害補償法を制定
1976年	昭和51年	—	振動規制法を制定
1979年	昭和54年	—	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
1981年	昭和56年	—	環境アセスメント法案を国会に提出
1983年	昭和58年	—	環境アセスメント法案が審議未了で廃案
1985年	昭和60年	—	カナダでレスポンシブル・ケア活動開始
1988年	昭和63年	—	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定(オゾン層保護法)
1990年	平成2年	12月	スパイクタイヤ粉塵の発生防止に関する法律を制定 国連総会で気候変動枠組み条約(通称:地球温暖化防止条約)を決議。条約交渉会議が開始される。
1991年	平成3年	4月 12月	再生資源の利用の促進に関する法律を公布(リサイクル法) 環境庁が環境基本法で中央公害対策、自然環境保全の両審議に諮問
1992年	平成4年	5月 5月 6月 6月 10月 12月	"有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約"発効(日本は加盟国) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法が公布 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)がブラジルのリオデジャネイロで開催、地球温暖化防止条約と生物多様性保護条約調印、森林原則宣言、アジェンダ21採択 絶滅に瀕した野生動植物保存法を制定 環境庁の両審議会が基本法を答申 特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律を制定
1993年	平成5年	11月	エネルギー需要構造高度化のための関係法律の整備に関する法律を制定(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)エネルギー等の使用の合理化および再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を制定 環境基本法を制定

下記の出典をもとに作成

- [出所] (1)経済産業省:平成13年度 通商白書、第3-3-2表 1990年以降に制定・改正された日本の主な環境関連法、<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H13/H03-03-02-00.htm>
 (2)九州環境管理協会:国の環境アセスメント制度、<http://www.keea.or.jp/qkan/assess1-1.htm>

表1-2 主な環境関連法制定等のこれまでの経緯(2/2)

1995年	平成7年	6月	容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律を公布(容器包装リサイクル法)
1996年	平成8年	—	日化協が日本レスポンシブル・ケア協議会設立 環境マネジメントシステムJIS(ISO14001)を制定
1997年	平成9年	6月 6月 8月 12月	地球サミットで新アジェンダ21採択 環境影響評価(環境アクセス)法成立 99年6月施行 廃棄物処理法の維持管理基準、構造基準(ダイオキシン排出抑制)の改正 第三回気候変動枠組み条約締約国会議(COP3)が京都で開催され、京都議定書を採択
1998年	平成10年	6月	特定家庭用電化機器再商品化法を公布(家電リサイクル法)
1999年	平成11年	4月 7月	エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正、施行(改正省エネ法) 特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律の公布(PRTR法)
2000年	平成12年	4月	循環型社会を目指す関係6法案成案 (1/循環型社会形成促進基本法 2/改正廃棄物処理法 3/改正再生資源有効利用促進法(改正リサイクル法) 4/食品循環資源再利用促進法(食品リサイクル法) 5/建設工事資材再資源化法(建設リサイクル法) 6/国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律(グリーン購入法) 住宅品質確保促進法が施行(品確法) 容器包装リサイクル法が施行、環境省、環境会計ガイドラインを公表 循環型社会形成促進基本法が公布
2001年	平成13年	4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 6月	改正廃棄物処理法が施行 改正リサイクル法が施行 食品リサイクル法が施行 PRTR法が施行 グリーン購入法が施行 家電リサイクル法が施行 フロン回収、破壊法が成立

下記の出典をもとに作成

- [出所] (1)経済産業省:平成13年度 通商白書、第3-3-2表 1990年以降に制定・改正された日本の主な環境関連法、<http://www.meti.go.jp/hakusho/tsusyo/soron/H13/H03-03-02-00.htm>
(2)九州環境管理協会:国の環境アセスメント制度、<http://www.keea.or.jp/qkan/assess1-1.htm>

表2-1 環境影響評価法に基づき実施された環境影響評価の施行状況

(平成17年3月末現在)

	道路	河川	鉄道	飛行場	発電所	処分場	埋立	面整備	合計 ^{*3}
手続着手	63(41) ^{*7}	5(5)	13(9)	8(8)	35(23) ^{*7}	3(2)	10(7)	20(11) ^{*2*7}	152(102) ^{*7}
環境大臣意見	31(10)	3(3)	9(6)	4(4)	22(10)	- ^{*5}	- ^{*6}	12(4) ^{*2*4*7}	81(37) ^{*7}
手続完了	29(8)	2(2)	8(5)	4(4)	21(9)	2(1)	4(2)	12 ^{*2} (5)	80(35)
手続中に中止	6(6)	-	-	-	2(2)	-	-	1(0)	9(8)

注1：()内は手続当初から法に基づく案件で内数。

2：新住宅市街地開発事業が2件あることを除けばすべて土地区画整理事業である。

3：2つの事業が併合して実施されたものについては、合計では1件とした。

4：土地区画整理事業のうち1件は、事業認可の許認可権者が都道府県知事であり、さらに都市計画認可が不要であるため、環境影響評価法上、環境大臣の関与する機会はない。

5：廃棄物最終処分場の設置に係る許可又は特定届出(市町村が設置する一般廃棄物最終処分場に限る)の許認可権者は都道府県知事であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。

6：公有水面の埋立て(干拓を含む)に係る免許又は承認(国が行う埋立てに限る)の許認可権者は都道府県知事(港湾区域内にあっては港湾管理者の長)であるため、環境影響評価法上、環境大臣が関与する機会はない。

7：手続中に事業中止となった件数を含む。

8：16年度中に環境影響評価法第27条に基づく公告・縦覧が終了した案件は、大内白鳥バイパス線、1・3・1酒田余目線及び3・2・3酒田余目線、仁摩温泉津線、浜田三隅線、筑後川水系小石川原ダム、石炭ガス化複合発電実証試験研究設備、中央環状品川線、百里飛行場民間共用化事業、象湯高速線及び仁賀保南高速線、一般国道47号新庄古口道路の10件。

資料：環境省

表2-2 個別法等による環境影響評価

	平成16年度に実施されたものの概要
港湾計画	港湾法に基づいて定められる港湾計画は、港湾における開発、利用及び保全に当たっての指針となる長期的・基本的な計画であり、計画の策定に際しては、「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本指針」を受けて、環境に与える影響についての評価を行っています。平成16年度においては、交通政策審議会港湾分科会が3回開催され、清水港、名古屋港等17件の港湾計画について所要の審議を行いました。
公有水面埋立	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）においては、埋立ての免許に際して環境に与える影響について事前に検討することとされています。50haを超える埋立てや環境保全上特別の配慮を要する埋立てについては、主務大臣が埋立ての免許を認可するに際して環境大臣の意見を求めることとされています。
発電所立地	発電所の立地については、環境影響評価法及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく環境影響評価が実施されています。また、平成16年9月に特に重要な電源開発に係る地点を指定する制度の創設が閣議了解されました。今後、この制度においても環境保全に関する検討が行われます。
市街化区域に関する都市計画	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関する都市計画については、あらかじめ環境大臣の意見を求めることとされており、平成16年度においては環境保全の観点から所要の調整を行いました。
総合保養地域の整備	総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）に基づく基本構想の作成及び事業の実施に際しては、その内容に応じて環境保全上の観点からの検討などを行うこととされ、また、
造成敷地等の処分及び管理に関する計画	主務大臣が基本構想を同意するに際して環境大臣に協議することとされています。首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）に基づく造成敷地等の処分及び管理に関する計画（処分管理計画）については、国土交通大臣が環境大臣をはじめ関係行政機関の意見を聴くこととなっており、平成16年度においては、敦賀西部について環境保全の観点からの検討を行い、所要の協議を行いました。

資料：環境省

[出所]環境省：平成17年度 環境白書、個別法等による環境影響評価、表7-5-2、
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/img/222/tb2.7.5.2.gif>

表3 地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況

(平成15年3月末現在)

団体名	条例名	公布日	施行日
北海道	北海道環境影響評価条例	平成10.10.26	平成11. 6.12
青森県	青森県環境影響評価条例	平成11.12.24	平成12. 6.23
岩手県	岩手県環境影響評価条例	平成10. 7.15	平成11. 6.12
宮城県	宮城県環境影響評価条例	平成10. 3.26	平成11. 6.12
秋田県	秋田県環境影響評価条例	平成12. 7.21	平成13. 1. 4
山形県	山形県環境影響評価条例	平成11. 7.23	平成12. 4. 1
福島県	福島県環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11. 6.12
茨城県	茨城県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
栃木県	栃木県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
群馬県	群馬県環境影響評価条例	平成11. 3.15	平成11. 6.12
埼玉県	埼玉県環境影響評価条例	平成10.12.25	平成11. 6.12
千葉県	千葉県環境影響評価条例	平成10. 6.19	平成11. 6.12
東京都	東京都環境影響評価条例	平成14. 7. 3	平成15. 1. 1
神奈川県	神奈川県環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11. 6.12
新潟県	新潟県環境影響評価条例	平成11.10.22	平成12. 4.22
富山県	富山県環境影響評価条例	平成11. 6.28	平成11.12.27
石川県	石川県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
福井県	福井県環境影響評価条例	平成11. 3.16	平成11. 6.12
山梨県	山梨県環境影響評価条例	平成10. 3.27	平成11. 6.12
長野県	長野県環境影響評価条例	平成10. 3.30	平成11. 6.12
岐阜県	岐阜県環境影響評価条例	平成11. 3.16	平成11. 6.12
静岡県	静岡県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
愛知県	愛知県環境影響評価条例	平成10.12.18	平成11. 6.12
三重県	三重県環境影響評価条例	平成10.12.24	平成11. 6.12
滋賀県	滋賀県環境影響評価条例	平成10.12.24	平成11. 6.12
京都府	京都府環境影響評価条例	平成10.10.16	平成11. 6.12
大阪府	大阪府環境影響評価条例	平成10. 3.27	平成11. 6.12
兵庫県	環境影響評価に関する条例	平成 9. 3.27	平成10. 1.12
奈良県	奈良県環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11.12.21
和歌山県	和歌山県環境影響評価条例	平成12. 3.27	平成12. 7. 1
鳥取県	鳥取県環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11. 6.12
島根県	島根県環境影響評価条例	平成11.10. 1	平成12. 4. 1
岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
広島県	広島県環境影響評価に関する条例	平成10.10. 6	平成11. 6.12
山口県	山口県環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11. 6.12
徳島県	徳島県環境影響評価条例	平成12. 3.28	平成13. 3.27
香川県	香川県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
愛媛県	愛媛県環境影響評価条例	平成11. 3.19	平成11. 6.12
高知県	高知県環境影響評価条例	平成11. 3.26	平成11.10. 1
福岡県	福岡県環境影響評価条例	平成10.12.24	平成11.12.23
佐賀県	佐賀県環境影響評価条例	平成11. 7. 5	平成12. 8. 1
長崎県	長崎県環境影響評価条例	平成11.10.19	平成12. 4.18
熊本県	熊本県環境影響評価条例	平成12. 6.21	平成13. 4. 1
大分県	大分県環境影響評価条例	平成11. 3.16	平成11. 9.15
宮崎県	宮崎県環境影響評価条例	平成12. 3.29	平成12.10. 1
鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例	平成12. 3.28	平成12.10. 1
沖縄県	沖縄県環境影響評価条例	平成12.12.27	平成13.11. 1
札幌市	札幌市環境影響評価条例	平成11.12.14	平成12.10. 1
仙台市	仙台市環境影響評価条例	平成10.12.16	平成11. 6.12
千葉市	千葉市環境影響評価条例	平成10. 9.24	平成11. 6.12
横浜市	横浜市環境影響評価条例	平成10.10. 5	平成11. 6.12
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11.12.24	平成12.12. 1
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	平成10.12.22	平成11. 6.12
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	平成10.12.21	平成11. 6.12
大阪市	大阪市環境影響評価条例	平成10. 4. 1	平成11. 6.12
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	平成 9.10. 1	平成10. 1.12
広島市	広島市環境影響評価条例	平成11. 3.31	平成11. 6.12
北九州市	北九州市環境影響評価条例	平成10. 3.27	平成11. 6.12
福岡市	福岡市環境影響評価条例	平成10. 3.30	平成12. 3.29

注1：全都道府県・政令指定都市が条例制定済み（都道府県47団体、政令指定都市12団体）

2：条例の大規模改正が行われたものについては、改正時点の年月日を記載している。
 【川崎市（昭和51年制定）、北海道（昭和53年制定）、東京都（昭和55年制定）、
 神奈川県（昭和55年制定）、埼玉県（平成6年制定）、岐阜県（平成7年制定）】

資料：環境省

表4 原子力発電所環境影響審査一覧

年度	電源開発調整審議会			発電所名	事業者名
	回	西暦	開催年月		
S52	74回	1978	昭和53年03月	高浜発電所(3、4号機)	関西電力(株)
S53	75回	1978	昭和53年07月	川内原子力発電所(2号機)	九州電力(株)
	75回	1978	昭和53年07月	福島第二原子力発電所(4号機)	東京電力(株)
	76回	1978	昭和53年10月	浜岡原子力発電所(3号機)	中部電力(株)
	77回	1978	昭和53年12月	敦賀発電所(2号機)	日本原子力発電(株)
S55	84回	1981	昭和56年03月	島根原子力発電所(2号機)	中国電力(株)
	84回	1981	昭和56年03月	柏崎刈羽原子力発電所(2, 5号機)	東京電力(株)
S56	86回	1981	昭和56年11月	巻原子力発電所(1号機)	東北電力(株)
	87回	1982	昭和57年03月	共和・泊発電所(1, 2号機)	北海道電力(株)
昭和57年05月閣議了解				高速増殖原型炉もんじゅ発電所	動力炉・核燃料開発事業団
S57	89回	1982	昭和57年09月	玄海原子力発電所(3, 4号機)	九州電力(株)
	91回	1983	昭和58年03月	伊方発電所(3号機)	四国電力(株)
S59	98回	1985	昭和60年01月	大飯発電所(3, 4号機)	関西電力(株)
	99回	1985	昭和60年03月	柏崎刈羽原子力発電所(3, 4号機)	東京電力(株)
S61	104回	1986	昭和61年10月	浜岡原子力発電所(4号機)	中部電力(株)
	105回	1986	昭和61年12月	能登原子力発電所(1号機)	北陸電力(株)
	106回	1987	昭和62年03月	女川原子力発電所(2号機)	東北電力(株)
S62	108回	1988	昭和63年03月	柏崎刈羽原子力発電所(6, 7号機)	東京電力(株)
H5	126回	1994	平成06年03月	女川原子力発電所(3号機)	東北電力(株)
H8	133回	1996	平成08年07月	東通原子力発電所(1号機)	東北電力(株)
	134回	1997	平成09年03月	志賀原子力発電所(2号機)	北陸電力(株)
	134回	1997	平成09年03月	浜岡原子力発電所(5号機)	中部電力(株)
				島根原子力発電所(3号機)	中国電力(株)
				泊発電所(3号機)	北海道電力(株)
H11	141回	1999	平成11年08月	大間原子力発電所	電源開発(株)
				福島第一原子力発電所(7, 8号機)	東京電力(株)
				上関原子力発電所(1, 2号機)	中国電力(株)
				敦賀発電所(3, 4号機)	日本原子力発電(株)
				東通原子力発電所(1, 2号機)	東京電力(株)

表5-1 原子力発電所における環境影響評価手続実施の例(1/2)

(敦賀発電所3, 4号機増設計画)

名称	敦賀発電所3, 4号機増設計画
事業者の名称	日本原子力発電株式会社
環境影響評価その他の手続の実施根拠	福井県環境影響評価条例・環境影響評価法
事業種類	発電所の設置または変更の事業 (福井県環境影響評価条例 別表第五号) 電気事業法第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置 又は変更の工事の事業 (環境影響評価法第2条第2項第1号ホ)
事業内容	原子力発電所
事業実施区域	敦賀市明神町および浦底
事業規模	出力153.8万kW2基の増設 (福井県環境影響評価条例第1種事業対象規模 原子力発電所すべて) (環境影響評価法第1種事業対象規模 原子力発電所すべて)
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	敦賀市、三方郡美浜町
事業概要	軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉

(注) 準備書における調査予測評価手法はホームページ(<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16tc.htm>)参照

下記の出所をもとに作成

[出所]福井県環境情報総合処理システム:

事業概要、<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16ol.htm>

敦賀発電所3, 4号機増設計画環境影響評価、<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16pr.htm>

表5-2 原子力発電所における環境影響評価手続実施の例 (2/2)

(敦賀発電所3, 4号機増設計画)

手 続 の 経 過	H12.2.22	環境影響評価方法書の送付 事業者→通商産業省・県・市町
	H12.2.24	環境影響評価方法書の公告・縦覧開始 事業者
	H12.3.23	環境影響評価方法書の縦覧終了 事業者
	H12.4.26	環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの住民意見の概要・事業者の見解の送付 事業者→通商産業省・県・市町
	H12.5.31	環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの市町長意見の提出 市町→県
	H12.7.21	環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの知事意見の提出 県→通商産業省
	H12.8.17	環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの通商産業大臣の勧告 通商産業省→事業者
	H13.1.16	環境影響評価準備書の送付 事業者→経済産業省・県・市町
	H13.1.17	環境影響評価準備書の公告・縦覧開始 事業者
	H13.1.25	環境影響評価準備書説明会 事業者
	H13.2.16	環境影響評価準備書の縦覧終了 事業者
	H13.3.16	環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの住民意見の概要・事業者の見解の送付 事業者→経済産業省・県・市町
	H13.3.23	福井県環境審議会へ諮問 県→審議会
	H13.6.15	福井県環境審議会からの答申 審議会→県
	H13.7.13	環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの知事意見の提出 県→通商産業省
	H13.9.17	環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの環境大臣意見の提出 環境省→経済産業省
	H13.10.10	環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの経済産業大臣の勧告 経済産業省→事業者
	H13.12.25	環境影響評価書の送付 事業者→経済産業省
	H14.1.16	環境影響評価書についての環境の保全の見地からの経済産業大臣の確定通知 経済産業省→事業者
	H14.1.17	環境影響評価書の送付 事業者→県・市町
H14.1.21	環境影響評価書の公告・縦覧開始 事業者	
H14.2.20	環境影響評価書の縦覧終了 事業者	

(注) 準備書における調査予測評価手法はホームページ

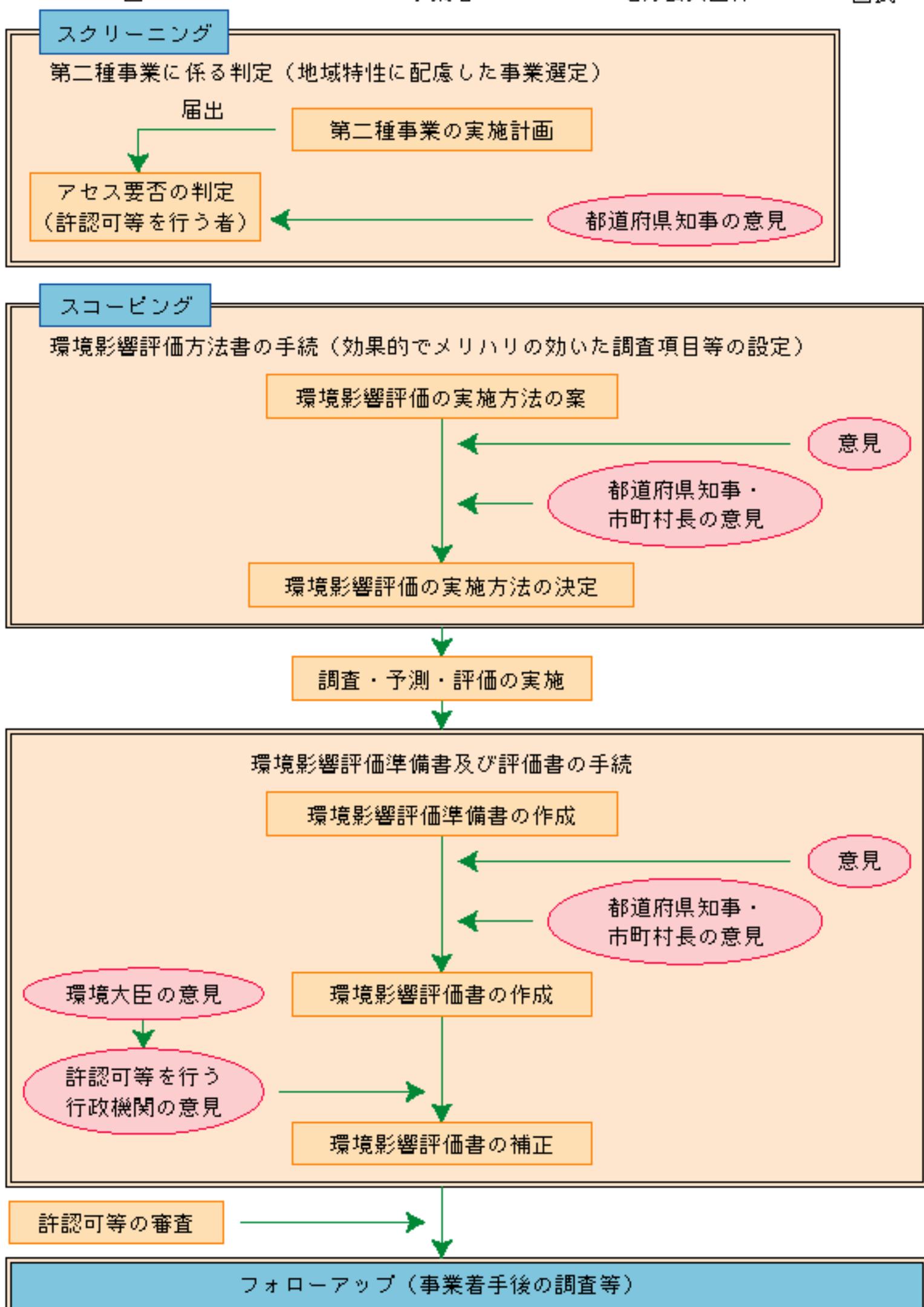
(<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16tc.htm>)参照

[出所]福井県環境情報総合処理システム:

事業概要、<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16ol.htm>

敦賀発電所3, 4号機増設計画環境影響評価、

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/eia16pr.htm>



資料：環境省

図1 環境影響評価法の手続の流れ

[出所]環境省：平成14年版 環境白書、第2-3-1図 環境影響評価法の手続の流れ、
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/img/215/fb2.2.3.1.gif>

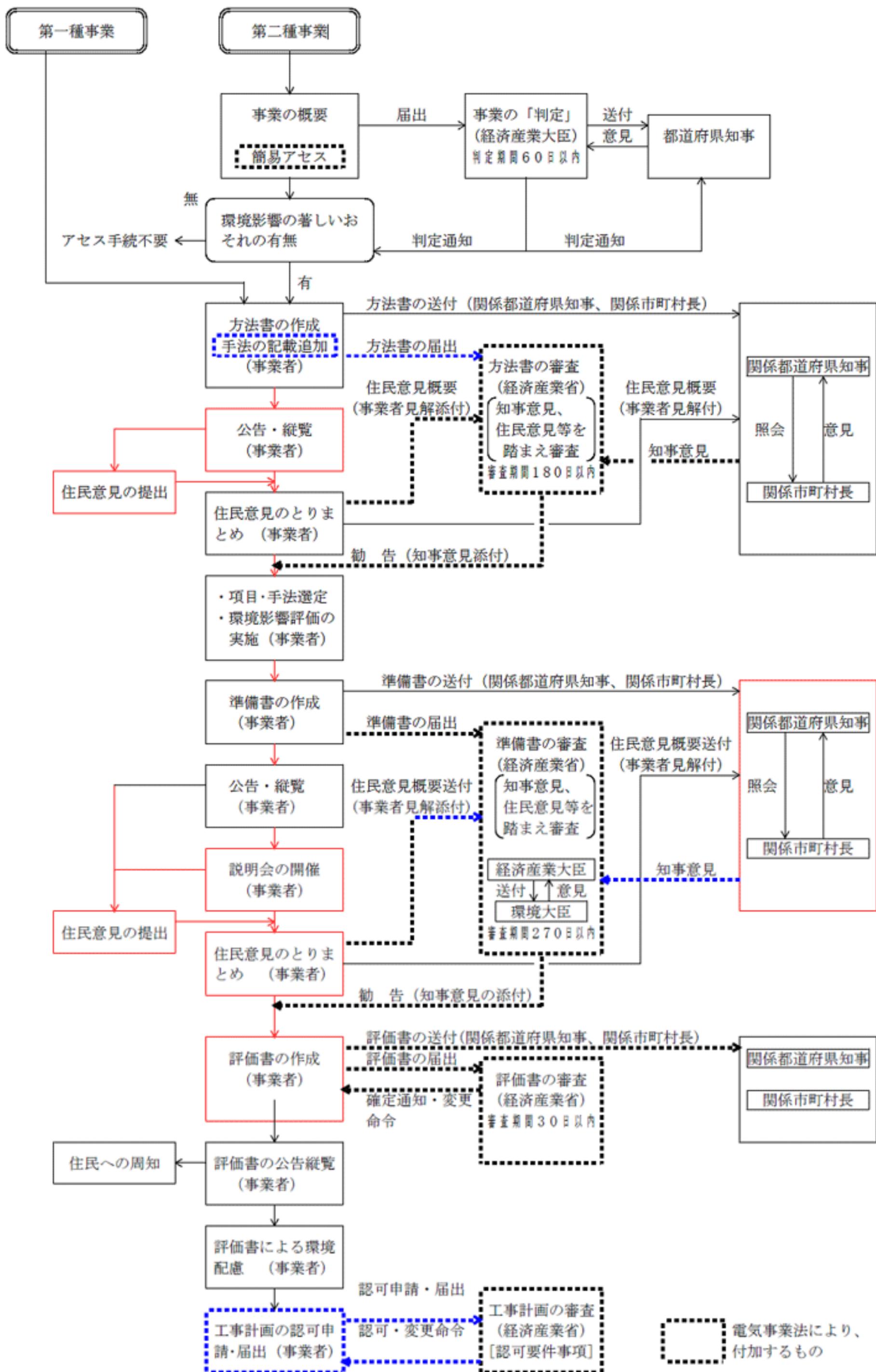


図2 環境影響評価法及び電気事業法による環境アセス手続

[出所]原子力安全・保安院ホームページ:原動力別環境影響評価事例、手続き概要、
http://www.nisa.meti.go.jp/8_electric/assessment/pdf/procedure.pdf